## 豊中市国民健康保険公的体育施設利用補助事業実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、豊中市国民健康保険の被保険者を対象に、保健事業の一環として、市内の公的体育施設(以下「施設」という。)の使用料等を補助し、施設の利用促進を通じて、被保険者の自発的・積極的な体力づくり及び健康の保持・増進を図るために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この事業の名称を「豊中市国民健康保険公的体育施設利用補助事業」とし、愛 称を「はつらつ健康事業」とする。

(対象者)

- 第2条 はつらつ健康事業の対象者は、豊中市国民健康保険の被保険者で、国民健康保険料を完納している者、又は分納確約の手続きが完了している者とする。 (利用できる施設と補助の内容)
- 第3条 はつらつ健康事業により利用できる施設と補助の内容は、以下のとおりとする。ただし、高齢・障害等を理由とする他の利用料割引制度を同時に利用することはできない。
  - (1) 豊中市立の体育館、武道館、スポーツルーム、プール 個人使用料金の半 額
  - (2) 豊中市立のテニスコート 利用料金の半額
- 2 前項において、個人使用料金等の半額に5円の端数を生じるときは、補助金額 を10円単位に切り上げるものとする。
- 3 はつらつ健康事業による補助は、施設の種類と補助金額にかかわらず、被保険者1人につき各年度ごとに12回以内とする。ただし、各年度末において次条第2項に定める利用補助券に残枚数がある場合は、利用補助券発行月の翌年の当該月末までに限り繰越して利用できるものとする。

(利用方法)

- 第4条 はつらつ健康事業により施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は申込書に必要事項を記入して市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申し込み内容を審査し、資格があると認めたときは、資格事項 等を記載した表紙及び12回分の利用補助券からなる、愛称「はつらつチケット」 を交付する。なお、郵送による交付を原則とする。
- 3 利用者は、施設を利用する都度、受付窓口で「はつらつチケット」から利用補助券を切離し(利用者はあらかじめ必要事項を記入)、割引利用料金を支払い(テニスコートについては利用補助券を切離さず利用料金を支払う)、施設を利用する。なお、利用者が事前に利用補助券を切離した場合は、窓口で表紙と照合し、番号等が同一であることが確認できない限り無効とする。
  - (1) 体育館・武道館・スポーツルーム

- ア 利用者は、窓口で利用補助券の半券部分に利用日時の記載を受け、施設を 利用するものとする。
- イ 1人1回の利用時間は3時間以内とし、時間超過分の利用料は、利用者負担とする。
- ウ 施設の職員は、切り取った利用補助券に必要事項を記載する。
- (2) プール
  - ア 利用者は、窓口で利用補助券に利用日・区分の記載を受けた後、機械により利用時刻を打刻して施設を利用し、退出時に利用補助券を窓口に返還する。
  - イ 1人1回の利用時間は2時間以内とし、時間超過分の利用料は利用者負担とする。
- (3) テニスコート
  - ア 利用者(複数で利用する場合はその代表者とする。以下この号について同じ。)は、施設に対し利用料金を一旦全額支払う。
  - イ 1回の利用時間は2時間以内とする(助成の単位は1面2時間とする。)。
  - ウ 利用者は、利用後に利用補助券を添付し市長あて請求する。
  - エ 市長は、この号のウの請求を受理したときは、利用料金の支払いを確認したうえで半額相当額を利用者に対し助成する。
- 4 利用補助券は、1人1回につき、1枚のみ利用できるものとする。

(不正使用の禁止)

- 第5条 「はつらつチケット」を交付された被保険者本人以外は、利用補助券を使用できない。
- 2 市長は、偽りの申請その他不正な手段により「はつらつチケット」の交付を受けた者及び使用した者に対し、ただちに、「はつらつチケット」を回収し、利用した費用の返還を求めることができる。

(利用者の責任)

- 第6条 利用者は、施設管理者が定める指示及び注意事項に従わなければならない。
- 2 前項に反して生じた傷害・損害については、利用者の責任とする。
- 3 利用者は、故意又は過失により施設に損害を与えたときは、弁償しなければならない。
- 4 利用者が「はつらつチケット」を紛失した場合は、市長が特に必要と認めた場合を除き再発行しない。

(施設使用料の支払方法)

- 第7条 施設(テニスコートは除く)の管理者は、毎月 10 日迄に、請求書若しく は振替依頼書に被保険者が提出した前月分の利用補助券を添付し、保険給付課あ て請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求を受理したときは、施設管理者に対しすみやかに支払若し

くは施設使用料への振替を行う。

(利用料金制施設)

第8条 市長は、利用料金制を導入し、体育施設の使用料が指定管理者の収入となる施設については、当該指定管理者と必要な事項を定めるものとする。

(時効)

第9条 この要綱の規定による利用補助を請求する権利は、利用日の翌日から2年 を経過したときは、時効によって消滅する。

(様式等)

第10条 この要綱による申請書、「はつらつチケット」請求書その他の様式については、市長が別に定める。

(その他)

- 第11条 利用者は、いかなる場合も、「はつらつチケット」の表紙又は利用補助券を豊中市国民健康保険の被保険者証に代わる医療保険証として利用することはできない。
- 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

## 附則

- この要綱は、平成12年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年11月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。